

国民年金だより

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなります。しかし、10年以内であれば免除等の承認を受けた期間の保険料をさかのぼって納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

○追納を行う場合は申込みが必要です。

申込みをすると、後日、年金機構から納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関などで納付してください。
※口座振替やクレジット納付はできません。

<追納に関する注意事項>

- ・追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ・老齢基礎年金を受給することができる方は追納できません。
- ・承認された期間のうち、原則古い期間の保険料から納付してください。
- ・保険料の免除等を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

【手続きに必要なもの】①基礎年金番号がわかる書類 ②本人確認ができる書類

【手続き先】保険課 ☎ 31-0216

美都地域総務課・匹見地域総務課または浜田年金事務所で手続きをしてください。

※追納制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください ▶▶



○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 9月8日(火)・24日(木)

相談場所 益田市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

〔予約・問い合わせ先〕

浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

☆要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる書類が必要です。

※浜田年金事務所で相談する場合も電話での予約が必要です。

【問い合わせ先】市保険課 ☎ 31-0216



9月9日は救急の日です！

救急医療週間 9月6日(日)～9月12日(土)



突然のけがや病気の際に重要になるのが応急手当です。特に心肺停止の場合は、救急車が来るまでの間にその場に居合わせた人たちが直ちに救命処置を始めないと命は助かりません。すぐに対応できるように応急手当の方法を確認しておきましょう。

また、救急用品もこの時期に中身をチェックして、足りないものの補充や古くなったものの入れ替えをしましょう。

火災・救急・救助は 119

問 益田広域消防本部・署 ☎ 31-0240（警防課）